

新潟県建築国保組合の組合員の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により
次の要件を満たす方は
保険料が減免となります

【保険料減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ **12か月免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年の年間収入に30%以上の減少が見込まれる組合員

⇒以下の【表】参照

【表】

減少率	減免月数	減免期間
50%以上	12か月	令和2年4月～令和3年3月
40%以上50%未満	9か月	令和2年4月～令和2年12月
30%以上40%未満	6か月	令和2年4月～令和2年9月

※次ページの留意事項をご覧ください。

【申請方法】

新型コロナウイルスの感染拡大予防のため、以下へ郵送により申請してください。

申請先：〒951-8133

新潟市中央区川岸町3丁目17-2

新潟県建築国民健康保険組合 「保険料係」

TEL025-231-2856

申請受付開始：令和2年7月 1日

締 切：令和2年9月30日

留意事項

1、収入の減少により保険料が減免される具体的な要件

新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員の事業収入(*)、給与収入、不動産収入、山林収入のいずれかが、年間収入ベースで前年に比べて30%以上減少する見込みであること。（*法人としての売上減少は減免要件対象外）
なお、保険金、損害賠償等により補填された金額は減少額から控除します。

<算定方法>

令和2年4月～6月の3か月間（※）の収入×4（従業員等の場合は自己申告による令和2年の賞与見込額を加算）を令和2年の年間収入見込額とし、令和1年の年間収入額と比較して30%以上減少する場合に保険料減免対象となります。

◇ 保険料減免申請判定例 ◇

① 令和1年の年間収入額	10,000,000円
--------------	-------------

④ 令和2年の年間収入減少率	40%
1 - ③ / ①	

令和2年年間収入見込額の算定

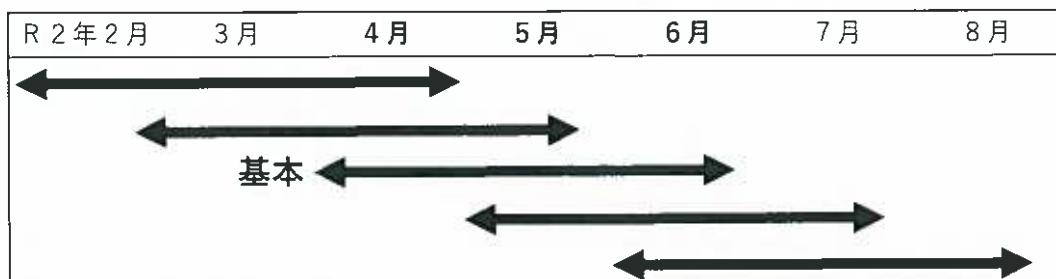
4月 収入	600,000円
5月 //	500,000円
6月 //	400,000円
② 小 計	1,500,000円

※ 収入の減少率が40%以上となることから
保険料減免9か月に該当。

③ 令和2年の年間収入見込額	6,000,000円
----------------	------------

② × 4

※なお、令和2年の年間収入見込額の算定に用いる期間は4月～6月を基本としますが、多様な就労状況を考慮し、その期間の前後2か月間を含む連続3か月間も可とします。年間収入に換算した場合に最も実態に近いと推定される期間を選択して申請してください。



留意事項

注：申請に当たっては、収入を確認できる書類が必要です。

(例)

●個人事業主の場合（一人親方含む従業員を使用しない者）

- ・2019年分の確定申告書第一表の控え（1枚）
※受印（e-Taxの場合は確認コード等が記載されているもの又は受信通知）が必要です。
- ・売上台帳や帳簿等、対象となる3か月間の事業収入等がわかるもの（令和2年○月と明確な記載があるもの）

●従業員等の場合（法人事業主等の給与収入者含む源泉徴収票取得者）

- ・2019年分源泉徴収票
- ・対象となる本年3か月分の給与明細等

2、提出書類

- 1) 「様式12」国民健康保険料減免申請書（コロナウイルス感染症関係）
 - 2) 「様式12 別紙」保険料減免に係る収入の申告書（コロナウイルス感染症関係）
 - 3) 2019年の収入が確認できる書類の写し
 - 4) 対象となる令和2年3か月の収入が確認できる書類の写し
 - 5) 本人確認書類（運転免許証等）の写し
- } 上記参照

3、減免保険料の精算について

令和2年度中に脱退した場合、減免保険料の精算処理が発生する場合があります。

※国の通知を元に令和2年4月から12か月間加入することを前提として、減額月数に読み替えて運用しています。

4、その他

- 5級組合員（75才以上後期高齢者医療制度加入組合員）は減免対象外です。
- 新型コロナウイルス感染症に伴う保険料減免は国庫補助金対象事業です。必要に応じてご提出いただいた関係書類等を指導監督機関へ提出する場合があります。
- 申請が多数寄せられることが予想されます。お時間がかかる場合がありますことをご了承願います。

☆次頁以降のQ & A もご覧ください。

保険料減免Q & A（その1）

Q 1、新型コロナとは全く関係ありませんが収入が減少しています。減免申請して良いですか？

A 1、いいえ、明らかに新型コロナとは関係ない収入減少の場合は保険料減免対象外です。申請しないでください。

Q 2、確定申告していません。どうしたら良いですか？

A 2、今年はコロナウイルスの影響で、税務署でも柔軟に確定申告を（延長して）受け付けているようです。まずは確定申告してください。

Q 3、確定申告書控に收受印がありません。どうしたら良いですか？

A 3、ご本人が税務署へ出向いて閲覧請求等していただく必要があります。大変お手数ですがよろしくお願ひいたします。

Q 4、市町村国保の様に毎月の保険料額の2／4とか3／4が減免されるのですか？また、減免期間は何か月ですか？

A 4、当組合は運用の都合上、月単位全額の減免となります。1年間を通してみた場合、年間の減免額は変わりません。減免期間は収入の減少率により異なりますのでパンフレットをご覧ください。

Q 5、事業主です。今年4月の収入がありません。確認書類を添付できませんがどうしたらよいですか？

A 5、その月は収入が無いということの自己申告で申請してください。
(様式12別紙の令和2年収入額欄へ0と記入してください。)

Q 6、保険料減免算定に使用する今年の収入対象月は4月～6月だけなのですか？

A 6、4月～6月を基本としますが、その前後2か月を含む2月～4月、3月～5月、5月～7月、6月～8月のいずれかの連続する3か月でも可です。

Q 7、今年4月～6月等の収入を確認できるものは通帳の写しでも良いのですか？

A 7、収入額が確認できれば通帳の写しでも良いです。

Q 8、国から給付金（持続化給付金、特別定額給付金）を受給しました。これは今年の事業収入等に入りますか？

A 8、いいえ、事業収入には入りません。保険料減免申請の算定対象外です。

Q 9、株式の売却収入が昨年よりも30%以上減少しています。保険料減免の対象になりますか？

A 9、いいえ、株式の売却収入が減少しても保険料減免対象にはなりません。対象になるのは事業収入や給与収入等です。

保険料減免Q & A（その2）

Q10、結果的に今年の収入が30%以上減少しなかった場合は保険料の減免が遡って取り消されるのですか？

A10、明らかに虚偽の申請をしていた場合や、収入の急増等があったことを確認したときには減免を取り消すこともあります。

Q11、事業所としての今月の売上が昨年より30%以上減少しそうです。保険料減免の対象になりますか？

A11、いいえ、事業所としての売上減少自体は保険料減免の要件にはなりません。
※経済産業省「持続化給付金」とは要件が異なります。

Q12、保険料が減免になった場合、納付済みの保険料は返ってきますか？

A12、納付済みの保険料は基本的には今年度分保険料の前払い分として扱われますが、今年度分として充当しきれない場合は返ります。減免月数や納付状況によって異なります。

Q13、保険料減免に該当しそうです。保険料は納付しなくて良いですか？

A13、保険料減免に該当した場合でも納付いただいた保険料は基本的には今後の保険料として充当されますので、納付いただくことをお勧めします。

Q14、減免保険料の精算とはどういうことですか？

A14、本来的には毎月の保険料額を2/4（収入30%以上減少）、3/4（収入40%以上減少）ずつ減額するところを、当組合の運用上の事情で12か月加入することを前提にそれぞれ月単位保険料全額で6か月、9か月減額するという対応をとっています。収入30%以上減少に該当する方が年度途中で脱退した場合にはその時点までの保険料が2/4減額になるように、収入40%以上減少に該当する方は3/4減額になるように精算することが考えられます。なお、収入50%以上減少に該当する方は精算対象外です。

Q15、今後は収入が減少したら保険料が毎年減免されるのですか？

A15、今回の保険料減免は新型コロナウイルスの感染拡大による特例的な保険料の減免措置であり、国の通知に基づき令和2年度限定的に実施するものです。毎年実施するものではありません。

Q16、そちら（本部）へ行けば申請書の書き方を教えてくれるのですか？

A16、新型コロナウイルス感染予防の観点から、郵送による申請にご協力ください。